

岩手県医療局管理規程第 10 号

岩手県立病院等放射線障害予防規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 田 村 均 次

岩手県立病院等放射線障害予防規程を廃止する規程

岩手県立病院等放射線障害予防規程（昭和 61 年岩手県医療局管理規程第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。